

令和6年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部 入学者決定方針

大阪府立支援学校（大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科を除く。）の高等部及び幼稚部入学者の決定は、以下の方針に基づいて、各支援学校長が行う。

1 募集人員

大阪府立視覚支援学校高等部専攻科の募集人員は別に定める。なお、入学予定者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行うことがある。

2 志願できる者

応募資格は、「大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項」（以下「入学者決定実施要項」という。）により定める。

3 検査方法等

- (1) 入学者の決定は、大阪府教育委員会が入学者決定実施要項で定める入学志願書等及び出身学校長が提出する書類並びに入学のための検査（以下「入学者決定検査」という。）の結果を資料として行う。ただし、大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校の幼稚部の志願者は、出身学校長が提出する書類は不要とする。
- (2) 入学者決定検査は、当該校において行う。
- (3) やむを得ず入学者決定検査を実施できない場合には、入学者決定検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施することにより、入学者決定検査の一部又はすべてを省略して行うことができる。

4 出願期間、検査及び入学予定者発表の期日

学校種別	部及び学科	出願期間	入学者決定検査	入学予定者発表
視覚障がい 支援学校	高等部専攻科	1月12日(金)から 1月19日(金)まで (土、日を除く)	2月11日(日)	2月16日(金)
	高等部本科			
	幼稚部			
聴覚障がい 支援学校	高等部専攻科			
	高等部本科			
	幼稚部		3月12日(火)	3月14日(木)
知的障がい 肢体不自由 病弱 支援学校	高等部			

5 併願等

- (1) 本入学者決定に出願する者は、令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに令和6年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜において、併願することができる。
- (2) 令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに、令和6年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、本入学者決定の入学資格を失う。

6 その他

入学者の決定に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が別に定める。